

平成30年10月総合事業等に関する事業所説明会Q&A(尼崎市)

No.	サービス種別	項目	質問	回答
1	専門型訪問サービス 標準型訪問サービス	同一建物減算	同一建物内の利用者20名以上にサービスを行なう場合の減算は、20名の中に総合事業、訪問介護のトータル人数になりますか。(障害福祉サービスも含まれますか。)もしくは、総合事業の方で20名、要介護の方で20名、障害福祉サービスの方で20名と別々のカウントになりますか。	「訪問介護」と「総合事業の専門型サービス」については合算してカウントし、「総合事業の標準型サービス」は単独でカウントする。 なお、介護報酬における同一建物減算に障害福祉サービスは含めない。
2	共生型サービス	請求関係	共生型サービスの請求は介護保険課に持参するのでしょうか。また、期日は10日でしょうか。	ご指摘のとおり、毎月10日までに持参および郵送での請求となります。
3	住宅改修	住宅改修支給申請	住宅改修の複数事業者からの見積りの取得について ①複数の相見積もりが必ず必要ですか。 ②被保険者に対して、相見積もりをする説明だけでよいのですか。	国は住宅改修にかかる工事費の適正化(明確な工事費単価は示されていない)の観点で、複数業者からの見積り取得を推奨し、ケアマネジャーに対して1社に偏らない視点も含めた適正化を求めています。 最終的には被保険者ご自身の選択に委ねられており、必ずしも複数業者からの相見積りを義務化しているものではありません。 被保険者に対しては、工事費の適正化(自己負担含む)の観点からも勧奨頂くようお願いいたします。 尚、複数業者からの相見積りの提出は必要なく、最終的に選定した施工業者からの見積り書をご提出下さい。
4	住宅改修	住宅改修支給申請	住宅改修の複数事業者から見積りを取るよう説明したことを、経過記録に残すだけで良いのでしょうか。	国はあくまで住宅改修にかかる工事費用の適正化を目的としており、複数の施工業者による相見積りの取得を勧奨しています。 施工業者選定は被保険者に委ねられているところですが、経過記録等にケアマネジャーとして、記録化しておくことは望ましいことでしょう。
5	居宅介護支援	訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプラン等届出書について	①平成30年10月より前から、基準回数を超える計画を立てサービス提供を行ってきましたが、平成30年10月にケアプラン等の届出をする必要がありますか。 ②ケアプランの軽微な変更の場合もケアプランの届出をする必要がありますか。	①届出の必要はありません。 次回、「更新」「区分変更」「計画変更」時に基準回数を超える訪問介護(生活援助中心型サービス)を位置付けた場合、提出が必要です。 ②軽微な変更の場合、届出の必要はありません。